

# 木材利用ポイントの即時交換で ウッドファイバーの工事代に充当できます！

## I. 木材利用ポイントの付与対象

地域材の適切な利用により、森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止および循環型社会の形成に貢献し、農山漁村地域の振興に資することを目的とした「木材利用ポイント事業」が始まりました。

地域材を活用した木造住宅の新築等、内装・外装の木質化工事、木材製品等の購入の際に、木材利用ポイントを付与し、地域の農林水産品等と交換できる制度となっております。

「木材利用ポイント」の付与対象は、下記の①～③に掲げるものとなっており、**ウッドファイバーはポイントの付与対象にはなりません。**

### ①木造住宅

(主要構造材・間柱  
において地域材を  
基準量以上)  
30万ポイント

### ②内装・外装

木質化  
上限30万ポイント

### ③木材製品及

び木質パレット  
ストロップ等  
ポイント未定

※①特定被災区域の住宅であって、「全壊」等と認定された場合は50万ポイント

## II. 木材利用ポイントの交換

木材利用ポイントを利用して交換できる商品及びサービスは下記のア～カに掲げるとおりです。

取得したポイントにより交換できる商品及びサービスのうち、**即時交換（取得したポイントを、該当工事を行った登録事業者が該当工事と一体的に実施する別の木材を使用した工事等の代金に充当すること）**を利用しウッドファイバーの工事代に充当することが可能です。

※ポイントの付与対象にはなりませんが、ポイントの即時交換への利用対象にはなるということです。

ア. 地域の農林水産品等

イ. 農山漁村地区における体験型旅行

ウ. 商品券（別途定めあり）

エ. 森林づくり・木づかい活動に対する寄附

オ. 被災地に対する寄附

カ. **即時交換（別途定めあり）**

注意点：

■即時交換の申請は、木材利用ポイントの発行申請と同時に行うものとし、木材利用ポイントが発行された後に、即時交換の申請をすることはできません。

■交換商品のうち、商品券・プリペイドカードへの交換及び即時交換を行う場合には、付与された木材利用ポイントの50%が上限となります。

### 【木材利用ポイントの活用例☆】

(1) 木造住宅で30万ポイント (2) 内装・外装木質化で30万ポイント、合計60万ポイントを取得した場合、その50%分を即時交換すると、**最大で30万円を該当工事のウッドファイバーの代金に充当することができます！**ぜひ「木材利用ポイント」をご活用くださいませ。